

司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準

(平成21年3月30日司法試験委員会決定)

不正の手段によって司法試験若しくは司法試験予備試験を受け、若しくは受けようとした者又は司法試験法若しくは同法に基づく法務省令に違反した者に対しては、以下を基準として、受験禁止期間を決定する。ただし、不正の手段及び司法試験法等に違反した行為の内容又は情状により下記の受験禁止期間を減免することができる。

態 様	受験禁止期間
1 虚偽の出願（替え玉受験，無資格受験など）によって司法試験若しくは司法試験予備試験を受け、若しくは受けようとした者	5年間，司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする。
2 1のほか，不正の手段によって司法試験若しくは司法試験予備試験を受け，若しくは受けようとした者	4年以上の期間を定めて，司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする。
3 1のほか，司法試験法施行規則第5条に規定する司法試験の実施に関し司法試験委員会の指示に従わなかったなど，司法試験法若しくは同法に基づく法務省令に違反した者	1年以上の期間を定めて，司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする。

○ 司法試験法（昭和24年法律第140号）（抜粋） （合格の取消し等）

第10条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとするができる。

【参考】

○ 司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）（抜粋）

（受験者が守るべき事項等）

第5条 司法試験の受験者は、司法試験の実施に関し、司法試験委員会の指示に従わなければならない。

2 司法試験の受験者は、いずれかの科目について、当該科目の試験が開始されるまでに指定された試験室に入室せず、又は当該科目の試験の開始から終了までの間において司法試験委員会の指示に反して当該試験室から退室したときは、当該科目の試験及びその余の科目の試験を受けることができない。